

## 第24回福島地方裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成26年7月9日（水）午後1時15分～午後2時45分

### 第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

### 第3 出席者

#### 1 委員

秋葉康弘（委員長）、太田久弥、菅野篤、潮見直之、鈴木千賀子、鈴木二三子、中野重孝、福島哲仁、武藤正隆、力丸美彦、渡邊ゆり（五十音順、敬称略）

#### 2 説明者

亀井裁判官、尾関民事次席書記官、星刑事首席書記官、井筒事務局次長、小抜総務課長

#### 3 係員

小抜総務課長、山口総務課広報係長

### 第4 開会等

委員長あいさつ、委員の交代、委員の紹介等

### 第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長、○委員、□説明者）

#### 1 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

～開かれた裁判所への一つの思い～

- 平成11年に司法制度改革審議会が内閣の下に設置され、さまざまな措置が講じられた。紛争解決のための対応が十分なのかという観点から、法的紛争に巻き込まれた国民が手軽に相談できる態勢を整備し、当該国民に法律情報を提供するシステムを構築するため、法テラスが設置されるなどした。紛争解決のメニューがどのように拡大されたのか、裁判所として、これからどのような取

組を進めていこうとしているのか、市民の一人としてお聞かせいただきたい。裁判所を利用する方の多くは、裁判所に行かなければならない状況になって初めて、紛争解決のための情報を必要とすることになるので、情報がより手軽に入手でき、役立てることができるよう、裁判所からの情報発信の方法を改善すべきである。そういった取組をすることにより、裁判所の機能の充実・強化を図ることができるのではないかと考える。

また、福島地方裁判所ウェブサイトの広報活動のページによれば、見学、傍聴、裁判員制度説明会、出前裁判教室などが掲載されており、これらの情報をどういう形で提供していくのが望ましいのか、どうあつたら利用者にとって有り難いのかという観点で、改善が必要な点を検討いただきたい。なお、裁判員制度等の広報活動について、実情をお聞かせいただきたい。

- 国民が法的紛争解決のための制度をより利用しやすくするとともに、弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援を行う目的で、法テラス（日本司法支援センター）が設置された。司法制度改革によって拡充された紛争解決のメニューは多くあるが、裁判所において実施されている主なものに、労働審判手続の新設、人事訴訟の地方裁判所から家庭裁判所への移管、簡易裁判所の管轄の拡大、調停機能の強化などがある。

次に、広報活動の実情についてであるが、見学者は、平成25年の1年間に、管内合計で約950名の方に来庁いただいている。見学に合わせて裁判を傍聴される方も多いが、傍聴自体は自由なので人数は把握していない。裁判員制度の説明については、見学者の要望に応じて行っている。出前裁判教室は、近年の実績としては少ないが、裁判所として、裁判員制度についての広報を充実させるため、今後、積極的に出前講義を行っていこうと取り組み始めたところである。裁判員を経験された方の職場等において、出前講義をすることも検討している。講師は、実際に裁判員裁判に関わっている裁判官が務める。委員の皆様においても、出前講義を働きかける団体等について、心当たりがあれば御紹

介いたきたい。

- 出前講義について、パンフレットは作成していないのか。
- 今のところ作成していないが、ウェブサイトに掲載することも含め、検討したい。
- 学校に働きかけを行ってはどうか。
- 裁判員制度が始まる前に、ロータリークラブで裁判所の見学と裁判員制度の説明を受けたことがある。分かりやすかったという評価が多かった。経営者の団体にPRしたらよいのではないか。
- 高校生がフィールドワークとして職場を体験するなどしているが、そういった形で受け入れることができれば、より裁判所が身近に感じられるのではないか。

## 2 裁判官の研さんについて

- 私は、平成24年1月に裁判官になり、今年で3年目である。裁判官としての成長のためには、次の3つがあると考えている。まず引き出しを増やすこと、そして引き出しの中に仕事の武器を増やしていくこと、さらにその武器を研ぎ澄ませていくことという三段階である。事件を解決するためには、知識をどう使うかが重要である。どこに問題点があるのか、その問題点に気付くために引き出しを増やし、何が問題なのかに気付く力を培っていく必要がある。そしてどう解決するかという意味で、武器を備え、さらにその武器を磨いていくことが必要だと考える。

具体的には、OJTとして、実際の仕事の中で研さんしていくしかないと考えている。裁判官にどういうイメージを持たれているか分からないが、すべてに関する知識を持っているということはある程度はありえない。事件を通して、分からないことを調べながら勉強していくということが、仕事の中で大きなウェイトを占めている。また、裁判官には、1人でできる仕事と、合議体と言って3人で行う仕事がある。例えば、判決の言渡しは3年目の私にはできない。合議体は、

ベテランの裁判長，中堅どころの右陪席，若手の左陪席で構成されることが多いが，議論をしてぶつかっていくことでいろいろな知識を学ぶことができる。

もう一つは，人に教えることによって勉強になると考えている。裁判所で研修をしている司法修習生に対して，あるいは，書記官になるための試験を受ける裁判所事務官に対して，法律の勉強を教える機会があるが，教えるには自分が分かっていないとできないので，準備をすることになる。その準備が自分にとっても勉強になる。

さらには，司法研修所の研修に参加することもある。特定の事件分野や，例えば3年目の判事補を全国から全員集めて研修を行うなど，さまざまなプログラムがあり，研修での勉強も1つの研さんである。

また，各種の協議会に出席し，裁判官同士で議論することや，弁護士，検察官との意見交換会に出席し，自分にはない視点や考え方を自分の仕事に生かしていくことも研さんであると考えている。

- 裁判官は自己研さんが基本である。裁判所には，裁判官の独立を重んじる文化が築きあげられており，裁判官として育っていく過程でも自主性が重んじられている。裁判官になったばかりの若手には，自分で育っていかなければいけないよ，自分で考えなさいよと伝えている。先輩にできるのは成長を支援することである。

判事補が研さんをしている内容は，裁判官として必要な知識・技量をどのように高めていくかということが中心ではあるが，もう一つ，人間力を身につけることも学んでいってもらう必要がある。人間力がないと，全体として裁判が国民から信頼されるものにならないからである。

研さんの中心はOJTである。幅広い事件をたくさん扱うことによって成長していく。これはどんな専門的な仕事でも同じではないだろうか。3人の合議体で同じ事件を担当し，同じ証拠を3人で見て議論することによって，当事者にとって納得性が高い裁判ができるだけでなく，議論を深める中で裁判官が成

長していくということが研さんの大きな要素になっている。

また、裁判官になると、最初の10年が判事補ということになるが、この10年間にできるだけ外部に行って研さんを積むということが行われている。例えば、民間企業での勤務、弁護士職務経験などにより、視野を広げることができる。

合議体での議論がOJTの中心であるが、広い範囲の裁判官同士で議論をすることも有益である。全国、高裁の範囲内、あるいは各地方裁判所の裁判官が集まって協議会を行い、それぞれの手続につき、より良い運用を行うための議論をすることにより、裁判官が成長することにもなる。また、司法研修所において、いろいろな節目の時期に研修を行ったり、分野別の研究会を行ったりしている。

- かつて、仕事の中で、たまたま判決を読む機会があり、その判決を書いた裁判官の、人間に対する洞察力の深さに非常に感動し、涙が止まらなくなったことがあった。それ以来、私自身、その判決に書かれてあったことを、戒めとして、肝に銘じて仕事をしている。裁判官は、事件に即していろいろな分野の勉強をし、最後には人間力を磨いているのかと当時感銘を受けた。
- 裁判官になった後は、世俗的なところから離れ、判断することが必要なのかとも思える。人間力をどう磨いているのかという点に非常に興味がある。
- 世俗から離れるということではいけないと思っている。法律知識しかないような杓子定規な人間ではだめだろうと考えている。法律以外の知識も身につけることで、裁判官としての幅を広げていかなければならないと考える。
- 裁判官の仕事は、まず、人の話を聞くところから始まる。民事事件の場合、当事者双方から話を聞き、その話を理解する。当然ぶつかる部分がある。何がどういう原因でぶつかっているのかを考え、最終的には、対立している、あるいは対立しているように見える部分を見定め、紛争解決策としての提案を考える。提案を納得してもらうために説得する作業もある。受け入れられる場合も

受け入れられない場合もあるが、提案の示し方も、できるだけ説得力のあるものになるよう行っている。対人間との関係を考えながら、作業を積み重ねていく中で人間力が磨かれていくと考えている。また、裁判員裁判では、素人の方に分かりやすく説明をすることになるが、この作業を繰り返すことも、人間力を磨く場になっているはずである。対人間として、どのように理解し、理解してもらうのか、その繰り返しが裁判官の仕事である。

- 裁判というのは、人を裁くのではなく、罪を裁くのかと思っていたが、裁判官にも人間力が求められるということがよく分かった。
- 裁判官が行うのは法律的な判断であるが、紛争の元を理解しないと本当の意味での解決ができないと言える。

## 第6 次回（第25回）開催について

次のとおり了承された。

### 1 日時

平成27年2月6日（金）午後1時15分

### 2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

### 3 テーマ

- 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について
- 女性職員の管理職への登用について

以 上